

様式第十六(第三十五条関係)

裁 定 申 立 書

賃貸し人 住 所
氏 名

借り人 住 所
氏名及び職業

都市再開発法（第102条第1項
第118条の22第1項）の規定による協議が成立しないので、下記により、
裁定の申立てをします。

記

- 1 賃借権の目的である施設建築物の一部の所在
- 2 裁定を受けようとする事項
- 3 協議の経過
- 4 その他参考となる事項

年 月 日

裁定申立者 住 所
氏 名

殿

備考

- 1 「協議の経過」については経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 2 「その他参考となる事項」については、法第102条第2項各号(法第118条の22第2項において準用する場合を含む。)に掲げる事項中協議が成立した事項及びその内容、従前の家賃その他の借家条件の概要その他参考となる事項を記載すること。
- 3 法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 不要の部分は消すこと。